

渥見利文「高校現代社会実践：ホームレスは公園に住めないの？」

『歴史地理教育』2017年5月号

社会専修吉田ゼミ 山内美希

今日紹介するのは、『歴史地理教育』（5月号）の渥見利文さんによる高校現代社会実践「ホームレスは公園に住めないの？」です。

渥見さんの授業は、私たちの身近にありながら見過ごしがちな社会問題を題材として取り上げ、その問題を学ぶ中で憲法の役割を確認するというものです。今回は、「ホームレス」の問題を勤労権と生存権の視点から、生徒に考えさせています。

一時間目は、「ホームレスの人々を公園から立ち退かせることに賛成か反対か」について、公園管理者側とホームレス側の主張を新聞記事から読み取り、意見交換をしています。

二時間目は、一時間目の意見を踏まえポイントを二つに整理し、憲法と絡めて授業を進めていきます。

- ① 憲法二十七条に勤労の権利と義務が規定されているにも関わらず、ホームレスの人々は働いてお金を稼いで普通の家に住むべきなのではないか。なぜ、それができないのか、
- ② 憲法二十五条に生存権が規定されているにも関わらず、なぜ働けない人たちが生活のサポート（生活保護）を受けることができないのか。

このように、なぜホームレスの人々は人間として当然の権利が実現されないのか、と教師から生徒に課題提示しています。

三時間目は、ニュース番組の特集を視聴し、ホームレスの実態を生徒に示しています。

四時間目は、まとめとして、「若者によるホームレス襲撃事件」などの問題を取り上げ、社会全体として問題に向き合うことの重要性を捉えさせています。そして最後に「ホームレスの人々に勤労権や生存権が保証されるために、最大の課題は何だと考えるか」という発問を投げかけ、それに対し、生徒たちは居住環境、雇用、行政の支援、社会の偏見などを挙げ、それぞれの対策についてその実現可能性や有効性を考察していました。

渥見さんは、この授業を通して生徒たちが見過ごしてしまう問題に対し、その人たちにどのような支援が必要か具体的な提案ができていた点がよかったとしています。しかしまた、憲法の全体像が見えない、国家権力（立憲主義）との関係が希薄、感情論になりやすい、などの課題がいくつも考えられる、と述べています。

私は、この実践を読んで二つ思ったことがあります。

一つ目は、もう少し憲法について深く触れるべきなのではないか、ということです。渥見さん自身は、憲法がメインの授業ではないと述べています。しかし、二時間目で、勤労権、生存権があるにも関わらずなぜホームレスの人々は権利が保障されないのか、と問題

提起していました。しかし、せっかく勤労権と生存権について取り上げたなら、ホームレスの人々だけでなく、生徒自身の生活との関連性もとりあげて、憲法は遠い存在ではなく、生徒にとっても身近なものであることを捉えさせるべきだと思いました。

二つ目は、授業で何を学ばせたかったのか、ということです。憲法がメインの授業ではないのであれば、渥見さんが生徒に一番考えさせたかったのは、1～4 時間目のうちのどの時間なのか。これについて疑問に思いました。もし、具体的な支援や対策を考えさせる部分が授業のねらいなら、もう少し生徒に情報を与えた方がいいと思いました。ホームレスは過去5年間でどんどん減少しています。そのグラフを示したり、国などが実際に支援している事例を示したりするなどの工夫があってもよかったですと思いました。

このように改善点はあるものの、渥見さんが述べているように、普段見過ごしてしまいがちな問題を、その人たちの立場になって生徒たちが考えていた点は素晴らしいと思いました。私の卒論のテーマも、子ども達が身近な問題として捉えることができるように、工夫していきたいと思います。